

大阪府環境審議会水質規制部会（第1回）議事要旨（確定版）

日 時：平成22年7月14日(水) 午後5時～7時

場 所：国民會館・住友生命ビル 小ホール

議事要旨

- (1) 開会挨拶 環境農林水産部副理事 荒木
- (2) 部会長代理の指名
海老瀬部会長が津野委員を指名
- (3) 議事1「ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて」

諮問事項を事務局が説明（資料1-1、1-2）

池委員 国では暫定基準対象が21業種で、大阪府は24業種になっている。この違いは何か。

事務局 大阪府でより厳しくしている上水道水源地域について、食料品製造業、金属製品製造業とし尿処理処分業の3業種に、暫定排水基準を独自に設けているため、法律よりも3業種多い。

津野委員 大阪府は「水質汚濁防止法」第3条3項に基づいて特定事業場に乗せ基準をかけている。それについて、そのまま乗せ基準をかけていいか。それとも一つ条例独自の対象施設に対して、同じような基準をかけている業種があり、これについても今回どうするか。その両方を問われているという理解でよろしいか。

事務局 はい、そうです。

ほう素等3項目に係る水質の現状を事務局説明（資料2-1、2-2）

海老瀬部会長 ほう素、ふっ素はともかく、最近窒素系のほうが問題かもしれない。

津野委員 健康項目の環境基準の判定方法は年間平均だが、水道水も年間平均でいいのか。

海老瀬部会長 最大値とか最小値のチェックをしているか。

事務局 次回の会議までに資料を集め、精査してみたい。

津野委員 健康項目は、例えば何kgの人が何年間どれだけ飲むかということから日許容量を割り戻した値なので、ずっとそれを飲むということを考えれば、年間平均というのは、分からないことはない。水道の維持管理している立場からすると、果たして基準の判定を実態上はどうしているのか。水道はわれわれの専門分野とは違う管理団体があるから、お調べいただいて、判断させていただいたほうがいい。

津野委員 議論する観点、府が国より厳しい基準を作ったので、その基準の当て

はめについては、国が決めた暫定基準の業種とはかかわりなく、こちらで独自に判断しているという前提でよろしいですね。

経過措置の見直し（たたき台）について事務局説明（資料3 - 1 ~ 3 - 5）

池委員 基本的考え方は、今のところ深く読めていないが、違和感はない。考え方3で、ふっ素についての従来の規制とはどういうものか。

事務局 旧の公害防止条例で、ふっ素について農作被害の観点から、府独自の排水基準を設定していた。ただし、有害物質としてではないので排水量30トン以上を対象に。

津野委員 考え方2の、海域の分の取り扱いの中で、当然普通の考え方として、海域に出すのは緩くてもいいのではないかという考え方がある。ただし、法の公平性から見て、陸域と一緒にするという話なら分かる。海域をより厳しくするという、この書き方は違和感がある。

事務局 特に、ほう素の海域230 mg/Lが、一律基準で非常に緩すぎる。この法律の基準は、石炭火力が海域に放流するときのことを考えて設定されている。府域には石炭火力はないので、こんなに緩くする必要はない。

島田委員 府域に該当事業場がないものも、24業種の中に入っているか。

事務局 入っている。技術的に対応が難しいものについては、府域にないものについても、新設事業場に暫定排水基準を設定しておかなければいけない。

津野委員 考え方2の書き方は、要するに海域についても、陸域についても、公平性から同じとする。こういう書き方だったらまずいか。

津野委員 電気めっき業の海域については、陸域が50mg/Lだから50mg/Lにしよう。この陸域の50mg/Lを、そもそも見直さないのか。陸域の50mg/Lについて、議論が必要。

事務局 陸域の50mg/Lは、法の暫定排水基準。

津野委員 しかし、これは独自でやるのでしょうか。

海老瀬部会長 陸域の50mg/Lを検討する参考資料はあるか。

益田委員 最大値で35mg/Lになっているが、平均は6mg/Lで上乘せ条例をクリアできる。実際、何回測定して何回ぐらい駄目なのか。

事務局 資料3 - 4に、最小、最大と平均データを示している。

益田委員 もし陸域に合わせるのだったら、頑張って10mg/Lにしてもいいのではないか。実際、E社の場合は、平均値14mg/Lだが、最小は2.2mg/Lで楽々クリアしている。やればできるのではないか。

津野委員 陸域が本当に10mg/Lのできるのなら、10mg/Lにすべき。だから、陸域を議論せずに、陸域と一緒にするという原則に応じて、そのまま50mg/Lというのは問題。陸域はどうだという議論も、やっぱりしないと。

海老瀬部会長 国では一応 50mg/L としているが、ちゃんと国でも議論されたかどうか。

事務局 事務局で想定していなかったので、その他水域に放流する電気めっき業の排水実態のデータが、今手元にはない。

益田委員 次に、陸域で電気めっき業を開業したいのだったら、「がんばって上乘せ条例に合わせられるような排水基準を満たすような設備を作ってください」というやり方もある。できるだけ新しく事業場をつくる場合には、一律規制のほうに合わせて施設をつくる。むしろ、ないことを逆手にとって合わせてしまうというやり方はあっていい。

事務局 その考え方に基づいて、前回見直しのときに、上水道水源地域の新設事業所に関しては、すべての暫定排水基準を撤廃して、厳しい基準をかけるように整理をした。

津野委員 暫定を決めるときに二つある。一つは、今、使っている処理方式を完全にやり変えようとするとうと過大な要求になるから、つくり変えるときは最新のものをいれて対応できるものについてはそうしましょうという暫定基準。それについては、新設はすぐ技術があるのだからそれにしてくださいと。もう一つは、業種によっては、確かにものすごいお金を費やせばできるかも知れないけれども現実にできないから、さらに技術的開発が必要なものについては、新設であっても、最新の妥当な技術の範囲内で決めましょうというもの。新設であっても暫定はあり得るということ。

たとえば、上水道水源に限ると、みんなの命のほう的大事だから、環境保全が大事だから全体を抑えるわけではなくて、その地域についてはある制限がかかっても、これは一般的に認知される。大阪府が全部にやろうとしたら、大阪府は、その業種いらぬよと言っていいかどうか。

海老瀬部会長 今回の点、技術がどうのこうのという話は難しい。

津野委員 陸域は 50 mg/L だから法の公平性の下に 50 mg/L というのであれば、元になるほうをきちんと 50 mg/L でいいかどうかということ議論しなければいけない。次のときに資料を見て新たな技術ができたときには、あのときは、この技術でもってそうなったのだから、技術ができたときはすぐに変えましょうと。少なくとも新設はそうしましょうと。あくまで暫定というのは経過措置ですから、その経過の根拠を残しておかないと、次のときに困る。

海老瀬部会長 本来の一律基準に本当に向かう気があるのなら、国の暫定基準の根拠も含めて見直さなければいけないという今後の考え方を 6 番目の考え方として追加してもらって、うまくまとめていただけますか。資料のほうも調べていただく。

益田委員 下水道業とし尿処分業ですが、現状で環境上の問題がないというのはどういうことなのか。淀川左岸流域下水道渚水みらいセンターは大部分は寝屋川に流す。現実問題として、寝屋川の水はきれいではない。

津野委員 富栄養化とか、一般の生活環境項目からすると決して環境保全上の問題がないことはない。本当は総量規制の割り戻しにしたら窒素は5 mg/L にしなければいけない。これは人の健康にかかわる環境保全上の問題がないという書き方をきちんとしないといけない。人の健康という観点でアンモニアとか硝酸が出たのは、ブルーベイベー症があって、20 mg/L というのがその障害が起こる基準であって、安全を見て水道では10 mg/L にしましょうとなっている。だから、大阪府は、排水基準も10 mg/L にしましょうと決めた。きちんとした書き方をしないと、今みたいな誤解を生む。

海老瀬部会長 これは、書き直していただく。

津野委員 能勢クリーンヒルの排水が出ないということは、下水道へ入れているということか。

事務局 土壌浸透をやっている。

津野委員 水質汚濁防止法上でいいのか。

事務局 どういう解釈になっているのか調べて報告する。

海老瀬部会長 3回目の見直しで暫定基準適用の事業場の数も減ってきたし、新設があったら一律基準に移したほうがいいのか、国から決められたものをそのまま単に認めるのではなくて、大阪府の状況も考えて、早めに一律基準のほうに移行することも考えてもらうような形に今度は改めていく。あるいは国に、かなり技術の進歩もいるかも知れないけれども、暫定をいつまで続けるのかという意見を今後は検討していただきたい。

(4) 閉会挨拶 環境管理室環境保全課長 谷口

: 蒸発処理の誤り。第2回部会で説明予定